いろど
彩りコミュナス
IRODORI COMYUNAS

埼玉県行政書士会情報誌

秋号
Vol.15

【巻頭グラビア特集】
森と湖の飯能

- 空き家問題と相続
- 新在留資格「特定技能」について
- 令和元年度 行政書士制度広報月間 10月無料相談会開催
- 令和元年度 行政書士定期無料相談会

森と湖の飯能

飯能市は自然と都市が調和した「森林文化都市」といわれ、古くから豊かな森林と人との共生により、文化・産業が発展してきました。季節の彩りを湖面に映す名栗湖では、釣りやカヌー体験などネイチャーライフを満喫できます。

名栗（なぐり）カヌー工房

「名栗（なぐり）カヌー工房」は本格的なカヌー作りや木工製作ができる工房です。山々に囲まれた美しい環境の中でカヌー体験を楽しむこともできます。

工房内には製作中のカヌーもありました。カヌー体験をきっかけにカヌーにはまり、自ら作ってしまった方もいるそうです。

【名栗カヌー工房】

名栗湖（有間ダム）の湖畔にあります。平成８年に名栗村営林産物活用施設カヌー工房として発足、平成16年に特定非営利活動法人になりました。

☆カヌーレンタル（事前予約制）

利用時間　9：30 ～ 16：30（定休日：水曜日）

- カナディアン、カヤック　1日1艇　￥2,000
- 持ち込みカヌー　1日1艇　￥1,000

飯能市下名栗1817-9　　☎042-979-1117

名栗湖（有間ダム）
有間川に設置された有間ダムによって誕生したダム湖。周辺には日帰り天然温泉「さわらびの湯」、名栗カヌー工房、有間渓谷観光釣場があります。

写真撮影：関口哲雄

名栗カヌー工房理事長の山田直行さんの本職は彫刻家で、様々な場所で個展を開かれています。

カヌー体験

本格的なカヌー体験ができます。初心者でもパドルの持ち方や漕ぎ方をレクチャーしてもらえるので安心です。

飯能の名産「西川材」とは

江戸時代、飯能市周辺で伐採された杉や桧などの木材は、川で筏にして江戸まで運ばれていました。江戸から見て西の川から運ばれてくることから、これらの木材を「西川材」と呼ぶようになりました。

CONTENTS

《巻頭グラビア》**森と湖の飯能**
～名栗カヌー工房・きままま工房・木楽里・雑貨 & カフェ kinoca・ムーミンバレーパーク・飯能周辺みどころ～

特集
8～ 9…空き家問題と相続
10～11…新在留資格「特定技能」について
12～13…令和元年度 行政書士制度広報月間
14～15…令和元年度 行政書士定期無料相談会

表紙写真：嵐山渓谷（埼玉県比企郡嵐山町）▶

〈協力・情報・写真提供〉
認定NPO法人 名栗カヌー工房・きままま工房・木楽里・合同会社 木紡・株式会社ムーミン物語・飯能市・（一社）奥むさし飯能観光協会
〈取材・本文写真撮影〉伊藤裕規・関口哲雄・友成賢二・早坂舜・坂東明美・吹井久仁子

木製品を自分でつくることができる工房

「西川材」のスギやヒノキを材料として、身のまわりの小物から、イス、テーブル、ラックなどの家具類まで、自由につくることができます。また、森林見学ツアー、林業体験など、森林・林業・木に関する催しの企画・運営を行っています。

工房では、ノコギリ、カンナなどの工具を借りることができます。
また、ご希望により専門スタッフに機械加工を依頼できます。

木の時計や小物などの販売もあります。

き・ま・ま・工・房 木楽里（きらり）
飯能市井上 138
☎ 042-970-2007
e-mail：kirari@k-kirari.co.jp
※利用の３日前までに電話で予約

● 営業時間
9：30～17：30
● 定 休 日
毎週火曜日（祝日は営業）

木の香りに包まれる西川材のアンテナショップ

雑貨 & カフェ kinoca

雑貨＆カフェ kinoca は、林業家の「木の良さをもっと知ってほしい、触れてほしい」という願いから始まりました。いい香りに包まれる木組みの美しい空間で、オーガニック調味料で仕上げたランチやスイーツをいただくことができます。また、西川材でつくられた雑貨も販売しています。

オリジナルキャラクター
「まるたん」

イベント情報!!
地元の野菜や料理、伐採見学ツアーなどが楽しめる「きのかんしゃさい」が10月13日･14日（9：30～16：00、14日は15：00まで）kinoca にて開催されます。ぜひお越しください！

木からできたハンカチなどの布製品をはじめ、木を薄くスライスし蛇腹状にプレスしたシートを使った「西川材のランプ」や「ヒノキのコップ・ぐい飲み」など、kinoca オリジナルのさまざまな木製品があります。

雑貨＆カフェ kinoca
飯能市虎秀36-4
☎ 042-978-8814
● 営業時間
・雑　貨 10：00～17：00
・カフェ 10：30～16：00
・ランチ 11：00～15：00
定休日：木・金曜日（臨時休業あり）

NPO法人 西川・森の市場のショールームが kinoca の隣にあり、西川材家具などが展示・販売されています。

ムーミンバレーパーク

ムーミンバレーパークでは、ムーミンの物語を追体験できる４つのエリアで、物語の魅力や原作者トーベ・ヤンソンの想いに触れることができます。

はじまりの入り江エリア（ポウカマ）

●原作であるムーミンの物語が描かれた“本”のウエルカムゲートをくぐりぬけ、この先に待つムーミンの物語の世界に期待を膨らませながらムーミン谷へと向かいます。

ムーミン谷エリア（ムーミラークソ）

●ムーミンバレーパークのメインエリア。「ムーミン屋敷ガイドツアー」や「エンマの劇場」、「海のオーケストラ号」など、さまざまな体験ができます。

おさびし山エリア（ユクシナイセットブオレット）

●冒険と思索の山。子どもたちが自然の中で元気いっぱい遊ぶことのできるアスレチックやツリーハウス「ヘムレンさんの遊園地」など、たくさん体を動かして遊べるエリアです。

コケムスエリア

●フィンランド語で「体験」を意味するコケムスは、体感展示スペースをはじめ、企画展や物語にちなんだものづくりワークショップなどが体験できます。また、ムーミン谷の巨大ジオラマは、定時になると変わる季節や時間帯ごとの演出のしかけにも注目！

© Moomin Characters™

【ムーミン谷の売店】

売り場面積・商品数も世界最大級のショップ。店内中央には、小説をモチーフにしたシンボルツリーがあり、森の中をめぐるかのように楽しく買い物ができます。

ムーミンバレーパーク

飯能市宮沢 327-6 メッツァ

https://metsa-hanno.com/moominvalleypark

開園時間 / 平日・土・日・祝日　10：00～20：00

◇ムーミンバレーパーク入園チケット料金

●おとな（中学生以上）1,500 円（税込）　●こども（4 歳以上小学生以下）1,000 円（税込）

※３歳以下は無料　※園内には一部有料アトラクションがあります。

写真提供：（一社）奥むさし飯能観光協会

東郷公園 秩父御嶽神社の紅葉

東郷元帥の記念公園を境内にして、木曽御嶽山の分霊をまつる霊山・御嶽山は飯能一の紅葉スポット。約 1000 本の紅葉が東郷元帥の銅像が立つ園内を真っ赤に染め上げます。

●問い合わせ　秩父御嶽神社社務所　☎042-978-0072　飯能市坂石 580
見頃：11 月中旬（年によって変わります）

飯能新緑ツーデーマーチ

「緑と清流に恵まれた美しいまち飯能」を多くの人に知ってもらうことを目的に平成 15 年にスタートしたウオーキング大会。多彩なコースが用意されており、どのコースも変化に富んだ新緑の自然を楽しめます。2 日間のウオーキング大会では全国トップクラスの規模を誇ります。

●問い合わせ
飯能新緑ツーデーマーチ実行委員会事務局
☎ 042-972-6082
開催日：毎年 5 月下旬の土・日

写真提供：飯能市

写真撮影：関口哲雄

天覧山・中央公園

天覧山から麓の中央公園にかけて、100 本以上のソメイヨシノが植えられています。毎年 3 月下旬から 4 月上旬にかけて満開になり、飯能の桜の名所として親しまれています。

●問い合わせ
飯能駅観光案内所「ぷらっと飯能」
☎ 042-978-9111
見頃：3 月下旬～ 4 月上旬

能周辺見どころ

写真撮影：関口哲雄

トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園

北欧の童話「ムーミン」の作者として有名なトーベ・ヤンソンとの手紙のやり取りから生まれた、北欧の童話の世界を感じさせる公園。園内には作者の想いが随所に散りばめられています。

飯能市大字阿須 893-1
☎042-972-7711
開園時間　9：00 ～ 17：00
　　ライトアップ: 土・日・祝日
　　日没～ 21：00
休 園 日　月曜日
　　（祝日の場合は翌平日）
入 園 料　無料

写真提供：(一社)奥むさし飯能観光協会

飯能河原

飯能駅から徒歩 15 分と近く、夏は多くの人で賑わいます。赤い割岩橋が景観に映える飯能市を代表する観光スポットの一つ。夜にはライトアップも行われています。春のお花見や夏の川遊びを楽しむことができます。

写真撮影：関口哲雄

飯能まつり

1 日目はパレード、ステージパフォーマンスなどの市民フェスティバルのほか底抜け屋台が、賑やかに飯能市街地を中心に練り歩きます。今年は秋の夜空を彩る花火が打ち上げられます。2 日目は絢爛豪華な山車 11 台のお囃子と踊りなど飯能の伝統芸能の競演が見どころです。夜に行われる絢爛豪華な山車 11 台の引き合わせは必見です。

●問い合わせ
飯能まつり協賛会
☎ 042-973-2111
開催日：令和元年 11 月 2 日（土）・3 日（日・祝）

写真撮影：早坂舜

竹寺

神佛集合の姿を今に残す東日本唯一の遺構であり、ご本尊に牛頭天王（ごずてんのう）を祀り、巨大な茅の輪をくぐると心身が清められます。病気消除や出世開運のご利益があるとされます。

●問い合わせ
☎ 042-977-0108　飯能市南 704

空き家問

昨今、全国の空き家率は増加の一途をたどっています。埼玉県内でもこの10年で空き家の戸数は7万戸増加。県内の住宅数約327万戸のうち約35万戸が空き家となっています。(平成25年住宅・土地統計調査結果　総務省統計局　http://www.stat.go.jp/index.html)その中でも用途がなく使われていない空き家が増え続けています。

空き家をそのままにしておくと何が問題？

- 雑草などにより、街の景観を損なう
- ハエ、ハチなどの害虫の発生原因となる
- ゴミを捨てられたり、動物に荒らされたり悪臭の原因となる
- 動物などが住みつき、鳴き声による騒音や糞などの被害が発生
- 悪臭・異臭が発生
- 地震・台風、災害により倒壊のおそれがある
- 建物が倒壊して近隣や通行人に迷惑をかける
- 不審者が侵入し、火事の原因になることもある
- 相続が発生するごとに共有者が増えてしまう

特定空家等とは？

放置すれば倒壊したり、衛生状態や景観が悪化するなど周辺環境に悪影響を及ぼす空き家を言います。平成27年5月26日に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、市町村はこのような特に危険な空き家を「特定空家等」に指定することができるようになりました

特定空家等に指定されてしまうと？

- 固定資産税に対する特例措置が外され、税金の負担が増す
- 改善命令に従わない場合は50万円以下の罰金
- 「戒告」のうえ行政代執行で建物が解体されることもある
  (解体費用は所有者負担)

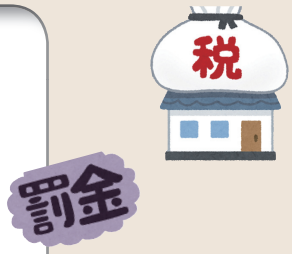

題と相続

相続が原因で空き家が発生してしまうことも！

- 被相続人や相続人の戸籍収集が困難
- 土地や建物の名義を亡くなった人のまま放置すると、相続関係者が増加してしまう
- 相続関係者が増加すると、書類の収集や合意の形成が困難になり、売却や賃貸などが難しくなる

空き家を発生させないために！

- 親が亡くなった後の実家をどうするか、家族間で話し合いをしておく
- もしもの時は誰が相続人になるのかを把握しておく
- 実家を活用する方法を事前に調べておく
- 相続手続がスムーズにできるよう、持ち主は遺言書を書いておく

相続により空き家が発生してしまったら…

- 誰が実家の土地と建物を相続するのか話し合い、遺産分割協議書を作成する

《遺産分割の方法》

- 相続人１人または数人が土地・建物を相続する（現物分割）
- 土地・建物を売却し、売却代金を相続人間で分ける（換価分割）
- 土地・建物を相続した者が他の相続人へ代償金を支払う（代償分割）など

空き家や相続に関して何かお困りごとがありましたら、街の身近な法律家である行政書士にお気軽にご相談ください。

新在留資格

本年４月に出入国管理および難民認定法（入管法）の一部が改正され、今まで28種類あった在留資格に新たな資格「特定技能」が新設され29種類になりました。

在留資格とは、外国の方が日本に滞在するため、または仕事をするために必要な資格です。出入国管理在留局（本年４月新設）に申請して取得します。

現在、深刻化する人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能性を有し即戦力となる外国人を受入れるために今回の改正が行なわれました。

在留資格「特定技能１号、特定技能２号」の創設

- **特定技能１号**
  次の特定産業分野に属する**相当程度の知識または経験を必要**とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能２号**
  特定産業分野（建設、造船・船用工業のみ）に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野 14業種

介護 / ビルクリーニング / 素形材産業 / 産業機械製造業 / 電機・電子情報関連産業 / 建設 / 造船・船用工業 / 自動車整備 / 航空 / 宿泊 / 農業 / 漁業 / 飲食料品製造業 / 外食業

従事できる業務の範囲がありますので注意してください。例えば、建設の分野では「型枠施行」「左官」「土工」等々の 11 種です。

[特定技能1号の対象となる人]

18歳以上で学歴は問いませんが、国内外で実施される試験（技能及び日本語）に合格し、または技能実習２号を良好に終了した外国人となっています。技能試験は、各産業別に行われます。在留期間は、１年、６カ月または４カ月ごとの更新、通算で上限５年となっています。

[特定技能２号の対象となる人]

熟練工で班長・職長クラスの技能を持つ外国人です。今のところ対象となるのは、建設と造船・船用工業の２業種だけです。在留期間は、３年、１年または６カ月ごとの更新で上限は特にありません。試験は技能試験のみで、日本語試験はありません。

「特定技能」について

「特定技能」は他の在留資格と同様の就労資格です。そのため、受入れる企業との直接契約が基本となっています。転職も可能です。

また、企業は日本に不慣れな外国人労働者に対して、生活面や仕事面などの支援を行うことになっています。（特定技能１号のみ）企業によっては、決められた支援内容を行うことが難しい場合、その支援を登録支援機関という個人、または団体に契約で支援委託することができます。

登録支援機関は、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要があります
（５年間有効で更新可能）

登録支援機関が行う支援の内容は事前ガイダンス、出入国する際の送迎、生活オリエンテーション、公的手続等への同行、相談・苦情への対応、転職支援、日本人との交流促進、定期的な面談・行政機関への通報等と多岐にわたります。

登録支援機関は現在 1800 以上が登録されており、今後も増えていくと思われます。（令和元年８月 22 日現在）

今後の課題としては、各業界や企業における就職から受け入れまでの準備はもとより、外国人が働くための体制づくりなどが考えられます。

本格的な受入れはこれからですが、始まれば、混乱を招くことも予想されます。受入れ機関、支援機関、さらに自治体も含めスムーズな運用が期待されます。

現時点では、各産業による技能試験は３業種

介護　**宿泊**　**外食業**

今秋頃には、他の業界でも実施される見込みです。

外国人在留手続きのエキスパート・申請取次行政書士

行政書士の中で、在留を希望する外国人の皆様にかわり、在留資格等の申請書を提出することが認められた資格者を申請取次行政書士といいます。ご相談・ご依頼は申請取次行政書士にお任せください。

ご挨拶

埼玉県行政書士会
会長 関口 隆夫

埼玉県行政書士会では、毎年10月を行政書士制度広報月間として、行政書士制度や業務内容をより多くの県民の皆様に知っていただくために、県下23支部において無料相談会を開催しています。

「街の身近な法律家」行政書士の業務範囲は非常に広く、日常生活上の諸手続きや営業に関する許認可ばかりでなく、相続手続や遺産分割協議書の作成等多岐にわたり、様々な問題に対応することができます。

各相談会場では担当業務に精通したベテラン相談員が多数配置されていますので、ぜひお気軽に無料相談会をご利用ください。

個別に行政書士に相談したいというケースにつきましては、埼玉県行政書士会にご連絡いただければ、お近くの行政書士をご紹介することも可能です。「困ったときには行政書士」、「お役に立ちます行政書士」、行政書士をぜひご活用ください。

広報月間 10月に24会場で行政書士無料相談会

予約は必要ですか？

予約は必要ありません。当日、お気軽にお近くの会場へお越しください。

秘密は守ってもらえますか？

行政書士には法律により守秘義務が課せられています。ご相談の内容が外部に漏れることはありませんので、安心してご利用ください。

10月は都合が悪くて相談会に行くことができません。

県内各地の市役所や町役場などで、定期的に相談会を開催しています。14～15ページに定期開催会場の情報を掲載していますので、そちらもご覧ください。

このような相談にお答えします

暮らしの相談

- 離婚
- 相続・遺言
- クーリングオフ
- 内容証明
- 成年後見
- 各種契約書
- 交通事故
- 帰化・在留手続

事業の相談

- 法人設立
- 自動車
- 運送業許可
- 建設業許可
- 農地・土地
- 宅建業免許
- 風俗営業許可
- 産業廃棄物処理業許可

令和元年度 行政書士制度広報月間

令和元年度 行政書士制度広報月間～10月無料相談会特設会場～

	地　区	日　時	会　場
あ	上尾市	19日(土)　10：00～16：00	JR上尾駅西口 自由通路
か	春日部市	19日(土) 20日(日)　10：00～16：00	大沼運動公園内春日部市民体育館 (かすかべ商工まつり)
か	川口市	5日(土)　10：00～16：00	キュポ・ラ5階 中央図書館前広場
か	川越市	12日(土)　10：00～16：00	ウェスタ川越2階 会議室1
か	行田市	26日(土)　13：00～16：00	忍・行田公民館
か	久喜市	12日(土)　10：00～15：00	久喜駅西口特設会場
か	熊谷市	12日(土)　10：00～16：00	八木橋百貨店 東口玄関口
か	鴻巣市	6日(日)　10：00～16：00	鴻巣市民活動センター
か	越谷市	27日(日)　9：00～15：00	越谷市役所 西口玄関前
さ	さいたま市 大宮区	5日(土)　10：00～16：00	そごう大宮店3階 ビックカメラ 連絡通路 特設会場
さ	さいたま市 大宮区	26日(土)　10：00～15：00	大宮区民ふれあいフェア ソニックシティ第1展示場
さ	〃　浦和区	12日(土)　10：00～16：00	JR浦和駅西口前 浦和コルソ 7階ホール
さ	狭山市	12日(土)　10：00～16：30	イオン狭山店
た	秩父市	19日(土)　10：00～16：00	秩父はんじょう博(秩父ミューズパーク)
た	鶴ヶ島市	12日(土)　10：00～16：00	鶴ヶ島市 市民活動推進センター (ワカバウォーク内)
た	所沢市	26日(土) 27日(日)　10：00～16：00	所沢航空公園内 市民フェスティバル
な	新座市	12日(土) 13日(日)　10：00～16：00	新座市産業フェスティバル 行政書士ブース
は	飯能市	19日(土)　10：00～16：00	西武池袋線 飯能駅構内
は	蓮田市	12日(土)　10：00～16：00	蓮田市中央公民館
は	東松山市	26日(土)　10：00～17：00	ピオニウォーク東松山
は	富士見市	20日(日)　10：00～16：00	富士見市サンライトホール会議室
は	本庄市	20日(日)　10：00～15：30	こだま商工まつり(JR児玉駅前通り)
や	八潮市	27日(日)　10：00～16：00	八潮市民まつり 行政書士無料相談ブース
や	吉川市	12日(土)　13：00～17：00	吉川市民交流センター おあしす

令和元年度 行政書士定期無料相談会

	会　場	実施日	時　間	お問い合せ先
あ	上尾市役所（要予約）	毎月第３火曜日	13：00 ～ 16：00	市民相談室　048-775-4643
	上尾支部事務所	毎週 火・木・土	13：00 ～ 16：00	上尾支部　048-776-3367
	上尾支部事務所（レディースデイ）	毎月15日（相談者・相談員とも女性のみ）	9：30 ～ 12：00	
	伊奈町役場	毎月第３水曜日	13：00 ～ 16：00	住民相談室　048-721-2111(代)
	入間市役所（要予約）	毎月第２･第４火曜日	13：00 ～ 15：40	市民相談室　04-2964-1111(代)
	小川町役場	毎月第２金曜日	9：00 ～ 12：00	防災地域支援課　0493-72-1221(代)
	桶川市役所	月初開庁日	13：00 ～ 16：00	秘書広報課　048-786-3211(代)
か	春日部市役所	毎月第３火曜日	13：30 ～ 16：00	春日部支部　048-812-5092
	加須市市民プラザかぞ３階会議室	毎月第１金曜日（祝日の場合は第２金曜日）	（原則）13：30 ～ 16：00 ※10：00～15：00の場合もあり	市民相談室（加須市民対象）0480-62-1111(代)　内線 117
	川口市役所（要予約）	毎月第１・第３水曜日	13：30 ～ 16：00	市民相談室　048-258-1110(代)
	川越市役所	毎月第４木曜日	10：00 ～ 16：00	広聴課　049-224-5022
	川越市・クラッセ川越国際交流センター	毎月第４土曜日	13：00 ～ 18：00	在留資格･VISAの相談 川越市役所国際文化交流担当 049-224-5506
	川島町役場	奇数月の第３水曜日	10：00 ～ 12：00	総務課　049-299-1753
	北本市文化センター	日程は鴻巣支部にお問い合せください		鴻巣支部　048-577-5183
	行田市 VIVAぎょうだ	毎月第２水曜日（要予約）	13：00 ～ 16：00	埼北支部　048-564-0104
	行田商工会議所	奇数月の第４水曜日（要予約）	13：00 ～ 16：30	指導課　048-556-4111
	久喜市ふれあいセンター久喜	毎月第３水曜日	18：00 ～ 20：00	久喜市役所生活安全課 0480-22-1111(代)　内線 2633
	久喜市鷲宮総合支所	毎月第３水曜日	14：00 ～ 16：00	
	〃　栗橋総合支所			
	〃　菖蒲総合支所			
	熊谷市役所	毎月第１月曜日	13：00 ～ 16：00	市民相談室　048-524-1111(代)
	鴻巣市民活動センター	日程は鴻巣支部にお問い合せください		鴻巣支部　048-577-5183
	越谷市中央市民会館	毎月第１金曜日	10：00 ～ 15：00	くらし安心課　048-963-9156
さ	さいたま市北区役所	毎月第４木曜日	13：30 ～ 16：30 ※市内在住者対象 年度内１人1回に限ります	くらし応援室　048-669-6026
	〃　大宮区役所	毎月第４火曜日		くらし応援室　048-646-3026
	〃　中央区役所	毎月第３金曜日		くらし応援室　048-840-6026
	〃　南区役所	毎月第２火曜日		くらし応援室　048-844-7136
	〃　緑区役所	毎月第１木曜日		くらし応援室　048-712-1137
	〃　岩槻区役所	毎月第４水曜日		くらし応援室　048-790-0128
	坂戸市役所	毎月第２火曜日	10：00 ～ 12：00	市民生活課　049-283-1331(代)
	幸手市役所	毎月第３火曜日	13：30 ～ 16：00	春日部支部　048-812-5092
	狭山市役所	毎月第４水曜日	13：00 ～ 15：00	市民相談室　04-2953-1111
	白岡市 はぴすしらおか	毎月第３水曜日	14：00 ～ 16：00	埼葛支部　0480-25-5567
	杉戸町役場	奇数月の 25 日	13：30 ～ 16：00	春日部支部　048-812-5092
	草加市役所（要予約）	毎月第４木曜日	9：00 ～ 12：00	広聴相談課　048-922-0566

県内各地で定期的に行政書士の無料相談会が行われています。お気軽にご利用ください。なお、会場によっては事前予約が必要となります。また、会場や開催日が変更になる場合がありますので、お問い合せの上、ご来場ください。

	会　場	実施日	時　間	お問い合せ先
た	秩父市役所	毎月第２火曜日	13：00 ～ 15：00	市民生活課　0494-25-5200
	鶴ヶ島市役所	毎月第2･第４木曜日	13：00 ～ 16：00	地域活動推進課 049-271-1111(代)
	ときがわ町 活き生き活動センター	奇数月の第３月曜日	10：00 ～ 12：00	家族相談支援センター 0493-66-0222
	所沢市役所	毎月第１･第３火曜日	10：00 ～ 12：00	市民相談課　04-2998-9092
	戸田市役所	偶数月の第３月曜日	10：00 ～ 12：00	防犯くらし交通課 048-441-1800(代)
な	長瀞町役場	毎月第３月曜日	13：00 ～ 15：00	総務課　0494-66-3111(代)
	滑川町役場	奇数月の第４木曜日	10：00 ～ 12：00	東松山支部　0493-59-5011
	にいざほっとぷらざ	日程は朝霞支部にお問い合せください		朝霞支部　048-462-2666
は	蓮田市役所	毎月第３火曜日	13：30 ～ 15：30	広報広聴課　048-768-3111
	鳩山町役場	10/23・12/18 令和２年 2/16	9：00 ～ 12：00	総務課　049-296-1214
	羽生市商工会(市民プラザ内)	毎月第２火曜日	13：00 ～ 16：00	羽生市商工会 048-561-2134
	羽生市役所	毎月第４火曜日	13：00 ～ 16：00	市民生活課　048-561-1121
	飯能市民活動センター (丸広百貨店７階)	偶数月の第２水曜日	13：30 ～ 15：30	飯能支部　042-989-9909
	東松山市役所分室	偶数月の第３木曜日	13：10 ～ 16：40	広報広聴課　0493-21-1414
	日高市生涯学習センター	奇数月の第２水曜日	13：30 ～ 15：30	飯能支部　042-989-9909
	深谷商工会議所	毎月第４水曜日	9：00 ～ 12：00	経営支援課　048-571-2145
	富士見市鶴瀬公民館	12/11	10：00 ～ 16：00	中山事務所　049-261-7536
	〃　南畑公民館	令和２年 2/12		
	ふじみ野市役所本庁舎	毎週 月・水・金	13：00 ～ 16：00	市民総合相談室　049-262-9025 (市内在住・在勤者対象、要予約)
	〃　大井総合支所	毎週 火・水・木・金	13：00 ～ 16：00 (但し、第３水曜日を除く)	
	本庄商工会議所	毎月第４水曜日	13：00 ～ 16：00	本庄商工会議所　0495-22-5241
ま	宮代町役場	偶数月の第３木曜日	13：30 ～ 16：00	春日部支部　048-812-5092
	三郷市青少年ホーム	毎月第４火曜日	13：30 ～ 15：30	広聴室　048-930-7724
	三芳町竹間沢公民館	9/25	10：00 ～ 16：00	渡邉事務所　049-292-9948
	〃　中央公民館	11/27		
	〃　役場	令和２年 1/22		
	毛呂山町役場	毎月第３水曜日	10：00 ～ 15：00	総務課　049-295-2112(代)
や	八潮市役所	毎月第３月曜日	13：00 ～ 16：00	秘書広報課　048-996-2111
	吉川市民交流センター おあしす	毎月第１木曜日	13：30 ～ 15：30	庶務課　048-982-9458
	吉見町勤労福祉センター	奇数月の第３木曜日	14：00 ～ 16：00	東松山支部　0493-59-5011
	寄居町商工会	偶数月の第２金曜日	13：00 ～ 16：00	寄居町商工会 048-581-2161
ら	嵐山町役場	偶数月の第３木曜日	10：00 ～ 12：00	地域支援課　0493-62-2152
わ	蕨市役所(要予約)	毎月第４水曜日	13：00 ～ 15：00	市民活動推進室 048-433-7745

裁判のその前に話し合いで解決しませんか？

ADR

Alternative Dispute Resolution

裁判外紛争解決手続

電話受付
午前9:00～午後6:00
（月曜日～土曜日）
※祝日除く

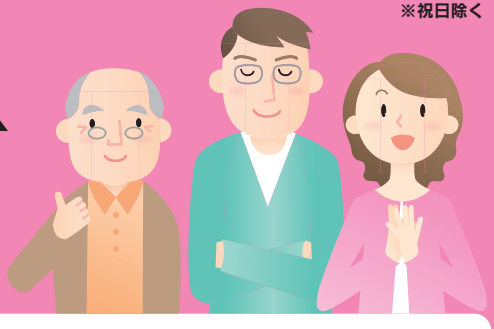

離婚
財産分与
慰謝料

未成年の子どもがいる夫婦の離婚は
取り扱い出来ません。

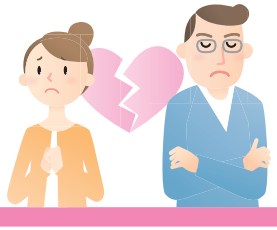

相続
遺産分割
遺留分

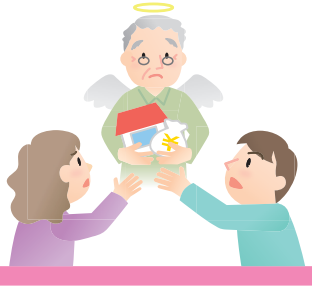

埼玉に隣接する都県の
案件にも対応いたします

交通事故
自転車事故
物損事故

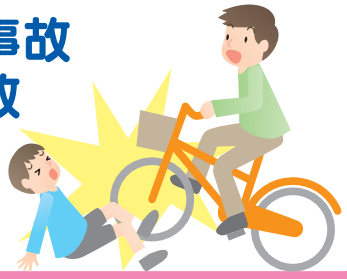

建物
敷金返還　原状回復

※上記4分野とも公序良俗に反する内容、当事者双方が日本国籍を有していない場合の紛争は取り扱い致しません。取り扱い出来ない分野の場合は他の解決機関等を紹介致します。

運営主体 **埼玉県行政書士会**
法務大臣認証114号

かいけつサポート　日本司法支援センター 法テラス

行政書士ADRセンター埼玉

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号

TEL 048-833-1132
FAX 048-833-0777

彩りコミュナス Vol.15 令和元年９月１日発行　編集・発行：埼玉県行政書士会　https://www.sglsa.jp

埼玉県行政書士会 〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号　TEL.048-833-0900　FAX.048-833-0777